

令和4年第2回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和4年6月17日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 堀 三好
総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介
住民課長 円入忠義・ 長寿福祉課長 園田秀秋・ 子ども未来課長 末永浩一
産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一・ 総務係長 末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二

議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和4年第2回定例会議事日程（3日目）

令和4年6月17日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第28号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第29号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第30号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第31号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第32号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第33号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 発議第4号 重度障がい者と介護者の鉄道運賃等割引制度における特急料金の適用及び駅構内や踏切内の安全対策を求める意見書（案）
- 日程第 9 選挙第3号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第10 選挙第4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第12 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （3日目）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

それでは会議を進めます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

また、坪根町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、私から御報告申し上げます。

本定例会に提案しております、議案第32号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関しまして、お手元に配付の正誤表のとおり、歳入歳出補正予算事項別明細書の記載内容に誤りがございましたので、御報告並びにおわびを申し上げたいと思います。

今後、このようなことがないように、ダブルチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

内容につきましては、この後、担当課長より説明いたさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）まず初めに、先般の議会定例会において、友岡議員から御指導いただいていたにもかかわらず、私の確認不足により大変な御迷惑をおかけいたしました。深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、お配りいたしております正誤表により御説明をいたします。

令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）正誤表。訂正箇所につきましては、予算書の5ページとなります。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1. 総括の歳出でございます。

既にお渡しいたしております補正予算書では、1款水道事業費、補正前の額7,417万7,000円、補正額1万7,000円の減額、計7,416万円といたしていましたが、正しくは、1款排水事業費用、補正前の額4,786万4,000円、補正額10万2,000円の減額、計4,776万2,000円。補正の財源内訳としましては、一般財源を10万2,000円減額いたしております。

歳出合計としましては、補正前の額7,269万7,000円、補正額10万2,000円の減額、計7,259万5,000円。補正の財源内訳としましては、一般財源の10万2,000円の減額でございます。

大変申し訳ございませんが、訂正方よろしく申し上げます。

今回の対応につきましては、議会事務局と協議し、議案の説明資料の部分修正に当たるとの確認をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）事務局、いいですか。

なお、この件に関しましては、議長といたしましては厳重注意を行い、再発防止を徹底するよう強く求めています。

○議長（宮崎昌宗君）それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、6月7日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の

報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第4、議案第30号、日程第5、議案第31号、日程第8、
発議第4号、以上3件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

高西委員長。

○文教厚生委員長（高西正人君） 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告いたします。

当委員会は6月13日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時50分開会、9時23分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された議案2件、議員発議1件です。付託されました案件の審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告いたします。

なお、質疑につきましては主要な質疑のみ報告させていただきます。

まず、議案第30号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。最初に、担当課長に説明を求めました。

4月の人事異動及び期末手当支給率の改定に伴う人件費の組替えにより、歳出は、1款1項1目一般管理費、補正前の額1,093万6,000円から33万8,000円を減額補正し、1,059万8,000円としました。

歳入は、一般会計繰入金にて、職員給与費等繰入金を33万8,000円減額としたとの説明でした。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第31号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。最初に、担当課長の説明を求めました。

4月の人事異動及び期末手当支給率の改定に伴う人件費の組替えにより、歳出は、1款1項1目一般管理費、補正前の額911万1,000円から325万8,000円を減額補正し、585万3,000円としました。

歳入は、事務費繰入金にて325万8,000円減額しましたとの説明でした。

質疑。担当が新規採用職員で務まるのか、補佐はしっかりできているのか。

答弁。十分に補佐できていると認識している。

質疑。給与の減額が発生する職員はいるのか。

答弁。人事異動の組替えであるので、実質給与が減るケースは扶養対象者がいなくなった等が考えられる。また、今回は、期末手当の支給率を改定しているのので、期末手当については全職員減額となる。

討論なし。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

最後に、発議第4号 重度障がい者と介護者の鉄道運賃等割引制度における特急料金の適用及び駅構内や踏切内の安全対策を求める意見書(案)についてです。最初に、提出者に補足説明を求めました。

障がい者が単独で乗車する場合、100キロメートルを超えないと鉄道運賃の割引が発生しなかったものを、障がいの程度により100キロメートル未満でも割り引くこととなりました。これは、行政苦情処理委員会の意見を踏まえ、総務省がJR各社にお願いをして実現できたことを申し添えておきますとの補足説明でした。

質疑。同様の意見書が過去に提出されていないのか。

答弁。築上町が調べた限り、議会からではないのではないかとのこと。

質疑。当事者意識を持つべき内容の提案として、各方面から注目をされているが。

答弁。築上町の議長から、全盲の議員が参画されることで、いろいろなことに対して視野が広がったとお話。本町議会も今後、いろいろな面で理解を深めていかなければならない。誰も取り残さない社会のために御理解いただきたいと考える。

質疑。早期実現のため、各自治体にも提出するというのはどうか。

答弁。築上町が2市2郡の議会にお願いをしている状況。今後、福岡県下で横のつながりもできてくると考えられるので、早期実現のため、議会側も努力できればと思っている。福岡県知事にも提出の予定である。

質疑。安全対策はどのようなものを求めているのか。

答弁。障がい者のみならず、様々な安全対策は駅構内で求められている。健常者でも危ないと思える階段やエスカレーターをはじめ、点字ブロックの妨害など発生しないよう求めている。

討論なし。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

以上、報告いたします。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、議案第28号、日程第6、議案第32号、日程第7、議案第33号、以上3件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）報告の前に一つ確認があるんですが、お手元の資料の3ページに委員会からの審査内容の報告の結果が出ているんですけど、今、先ほど、議長、3件言いましたよね。

○議長（宮崎昌宗君）ああ、そうですね、はい。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）ここ、28号が載ってないんですけど、これは。

○議長（宮崎昌宗君）事務局、どうぞ。

○議会事務局長（野添雄二君）事務局のミスでございますので、速やかに訂正の分を配付させていただきたいと思っておりますので、御了承ください。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）議長、いいですか、それで。

○議長（宮崎昌宗君）はい。三田委員長。

○議長（宮崎昌宗君）では、すみません。書類を早急に刷って作りますので、暫時休憩いたします。いずれにしろ、すぐその後もしないといけないので、ちょっと書類を準備します。なるべく近くにいてください。すぐ作ってきますので、一応暫時休憩しますけど。

暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時23分

○議長（宮崎昌宗君）それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

三田議員。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）報告前ではありますが、私の職印もありますことで、確認をして、今後このことがないように十分気をつけたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは改めまして、皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は3月13日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって午前9時31分開会、9時57分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案1件、補正予算案2件の計3件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第28号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について、最初に税務課長に説明を求めました。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町の税条例等の一部を改正する必要があるためということで、DV、ストーカー行為の被害者保護のための措置。これは令和6年4月1日より固定資産の閲覧、交付にあたり、住所が明らかにされることにより生命または身体に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合、総務省令で定める措置、住所が変わるものとして町が適当と認める事項を記載することが講じられたということです。

それから、上場株式等の配当所得等で所得税と個人住民税の課税方式の一致。このことについては、上場株式配当所得等は所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となり、国民健康保険税等の影響から所得税では課税、個人住民税では申告不要を選択するケースが多く見られるようになった。しかし、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえて、再度一致をさせるということです。

個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備。これについては、合計所得金額の考え方は、所得税では退職所得を含む金額、個人住民税では退職所得は含まない金額としているため、所得税では扶養にとれないが、まれに住民税ではとれる場合があると。扶養親族申告書に退職所得が記載されることにより、住民税の扶養判定が容易に行えるように改定されたと。

次に、住宅借入金等特別控除の延長・見直しについて。令和5年から住宅借入金等特別控除を所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を4年延長した上で、控除限度額が見直されると。所得税の課税所得金額等の7%が、創設時の5%に見直されるという説明がありました。

質疑。条例の33条、34条の関係で、株式等の配当が今まで分離課税であったものが合算されるということになるのか。

答弁。平成29年度の所得税の課税は申告を選択、住民税は申告不要を選択することができるようになっていた。これを今回、また一致させて所得税で申告すれば住民税も同じ所得として課税を選択するという改正になります。

質疑。住宅借入金等特別控除の延長見直しの件ですが、これは消費税の10%引上げ時に住宅借入金の利率を下げたということで、今回また、それを戻すということか。

答弁。消費税引上げ時に今まで8%ということで住宅の建設にかかっていたのですが、消費税引上げと同時に10%、住宅の価格が2%消費税が上がるということになります。そうなったとき、一般の住民の方は家を建てるのをためらうことがあります。その2%上がった分を住民税から引くことにより、平準化、要は家を建てるのが減るのを抑制するための措置ということで消費税が10%になり、一定期間がたったので元に戻すのが今回の法改正ですとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。議案第28号 上毛町税条例等の一部を改正する条例については、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

議案第32号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、最初に建設課長に説明を求めました。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ10万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,259万5,000円とするとの説明でした。

質疑。この農業集落排水事業特別会計と次の議案である簡易水道事業特別会計も含めてですが、事務の簡素化を図る上で、この予算額、予算内容について、行政管理責任において対応すべきものであって、議会で審議しなければならない予算措置ではないというふうに見られる。少額でも議会に提出せよということであれば別だが、このくらいの金額、ましてや人件費であれば、流用等で対応してもよいのではないかと思うがどうか。

答弁。今回の補正予算全般にわたって、例年6月の人事異動による組替えと、今回については3月に条例を審議していただいた期末手当の減額もある。タイミング的に当初予算編成が先に完了していたので、当初予算に減額の反映ができなかった。条例が後追いになった関係もあり、今回統一的に一旦条例に基づいた額に合わせるとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。議案第32号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第33号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、最初に建設課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,017万2,000円とするとの説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。議案第33号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 委員長の報告が終わりました。これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第3、議案第29号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君） 皆さん、おはようございます。予算決算常任委員会より報告いたします。

本委員会は13日、全員出席の中、文教、総務産建に続き10時10分開始。

内容とすれば、議案第29号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,037万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,537万4,000円とする補正予算について審査しました。

まず最初に、総務課長に総括説明を求め、総括説明に対する質疑を行いました。内容として、大まかに人事による給与関係や新型コロナウイルスへの補助金が大きな割合を占めています。

それでは、質疑、答弁の主な内容を皆さんに報告いたします。

質疑。京築広域市町村圏事務組合、消防ですね。消防に派遣職員を送る狙いは。

答弁。昨年度規約の改正を行い、今も事務局体制を持っていますが、消防署職員だけでは調整が難しいということなので、事務局を設置し、職員を送ることとしました。一つの団体で、2年間の持ち回りとしています。

質疑。人件費の格付はどうなっているのか。

答弁。派遣職員の属する市・町の給与体制で格付をするようにしている。年度により派遣職員の給与が変わることがあります。

次に、各担当課長に説明を求めました。質疑は、歳出から款ごとにページを追って行い、歳入は一括でお願いしました。

質疑。庁舎屋根改修工事の完了年月日と報告があった年月日は。

答弁。令和4年3月18日です。

質疑。大平保育所の空調設備改修において、ウイルス対応となっているが、ほかは。

答弁。まずは優先順位をつけて行っている。今回はコロナ対策という大義名分の下で予算計上しました。

質疑。多面的機能で過去最も多かったときと、今での参加数は。

多いときで24から25団体、今は21団体です。

質疑。農業経営支援金軽油負担軽減事業では、農家の収入と関係して累進課税に組み込まれるのか。

答弁。所得というよりは経費となるので、課税対象にはならない。

質疑。下唐原第2団地解体工事で、アスベストの調査が必要な数は。

答弁。11か所で調査が必要とのこと。

次に、歳入に移り質疑を受けましたが、質疑なし。

続いて、討論でも討論なし。

採決の結果、全員一致で議案第29号 令和4年度一般会計補正予算（第1号）は可決されました。

これで、予算決算常任委員会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎昌宗君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君） 今回700万円の軽油の関係で、農家に補助的なものであるということで、補助的なものについては税の対象にはしない、交付金ならば税の対象になると。私は、昨年のお米10アール当たり1万円の交付が税の対象になっておりましたが、聞きたいんですけど、私は税務課長の解釈をそういうふうにとったんですが、その辺、私の取り方は間違っていますか。

○議長（宮崎昌宗君） 委員長報告の内容に対して、課税か課税じゃないかの部分は間違いないかちゅうことですね。

どうぞ。

○予算決算委員長（峯 新一君） これは安元議員が質問した内容であります。私が編集する中で、経費としては課税対象にはならん……、要は、私の表現の仕方が悪かったのかなと、そういうふうには解釈しております。経費としては課税対象とはならない、経費になるので課税対象にはならない。

○議長（宮崎昌宗君） 安元議員。

○9番（安元慶彦君） 参考に、税務課長の見解を求めたいと思いますが。

○議長（宮崎昌宗君） 税務課長。答弁が間違いないかちゅうことですね。

○税務課長（堀田京介君） 自分の答弁の仕方がちょっとあやふややった部分は訂正させていただきます。実際、経費の分が補助されるということになるので、課税対象にならないというよりか、基本的には課税の所得としては減額する方向になるちゅう形になるんで……、減額ちゅうか、この表現もちょっとおかしいんですけど、基本的には課税対象ちゅうか雑収入になりますので、課税対象……、正式に言えば、収入は雑収入で、経費は軽減前の軽油の仕入れ額という形になります。

ただ、基本的に、今回の考え方からしたときに、要は経費の一部を収入という形に

なるんで所得が増える方向にはいかないという形の回答を言いたかった部分がうまく伝わってなかった部分もあると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）私の聞きたい要点は、補助金であれば税の対象にならない、交付金であれば税の対象になりますよという、その辺の見解ですよ。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）今回の分は一応そういう形です補助なんで、基本的には雑収入には上がってきますので、厳密に言えば課税対象とはなりません。ただ、そういう形で経費が大きくなる分についての補助なんで、所得的には上がりませんよちゅうか、上昇しませんよという意味で御理解ください。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございますか。

どうぞ。

○予算決算委員長（峯 新一君）一ついいですか、私から。

○議長（宮崎昌宗君）はい。

○予算決算委員長（峯 新一君）安元議員、申し訳ないです。

○9番（安元慶彦君）いや、構わない。

○予算決算委員長（峯 新一君）はい。それと、編集する中でマイクを通さない人、声の小さい人で、どうしても聞き取れない。だから、そういういい質疑であってもなかなか表に出ない場合がありますので、どうぞ皆さん、御協力をよろしく願いします。ありがとうございました。

○議長（宮崎昌宗君）これから委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第28号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

- 議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第28号 上毛町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

-
- 議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第29号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第1号）、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

宮本議員。

- 6番（宮本理一郎君）私は、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場より討論いたします。

まず、非課税世帯に対する臨時特別給付金、子育て世帯生活支援の特別給付金、大平保育園空調設備改修工事費、あるいは新型コロナウイルス感染症対策費、あるいは農業経営支援軽油負担軽減補助金等々、民生や教育、医療、農政など、多岐にわたり住民の健康と生活支援、環境整備に配慮した評価に値すべき予算編成と判断して、私は本予算に賛成するものでございます。

- 議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

安元議員。

- 9番（安元慶彦君）賛成の立場から。反対の討論がないのに賛成っちゃうのはちょっと異常でございますけども、お許しをいただきたいと思います。

私は、議案第29号を賛成の立場から討論します。

今期定例会の一般会計補正予算については総額1億円足らずの予算であります、6月議会では通常な規模かというふうに思っております。

内容については、とりわけ友枝小学校の水源不足の解消に対応が講じられています。学校現場の方々をはじめ、教育委員会の積年の課題であつたらうと推察をいたします。このたび水源の確保ができたことは、学校給食をはじめ、日常、学校生活に安全と安心を担保できるものであります。南に標高807メートルの雁股山の伏流である

かもしれません。水量、水質ともに期待を持てるところであり、友枝小学校の一層の充実を念じて、賛成討論をいたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第29号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第30号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第30号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第31号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第31号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第32号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第32号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議案第33号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第33号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、発議第4号 重度障がい者と介護者の鉄道運賃等割引制度における特急料金の適用及び駅構内や踏切内の安全対策を求める意見書（案）、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、発議第4号 重度障がい者と介護者の鉄道運賃等割引制度における特急料金の適用及び駅構内や踏切内の安全対策を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日追加の議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第9、選挙第3号、日程第10、選挙第4号、以上2件を上程します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第9、選挙第3号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

豊前市外二町清掃施設組合議会議員に高西正人議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を豊前市外二町清掃施設組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した高西正人議員が豊前市外二町清掃施設組合議会議員に当選されました。

上毛町議会会議規則第33条第2項の規定により、高西正人議員に当選の告知をします。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第10、選挙第4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することと決定しました。

吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員に高西正人議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した高西正人議員が吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員に当選されました。

上毛町議会会議規則第33条第2項の規定により、高西正人議員に当選の告知をします。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第12、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申

出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査とした旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで、会議を閉じます。

○6番(宮本理一郎君) 議長。

○議長(宮崎昌宗君) 宮本議員、何ですか。

○6番(宮本理一郎君) 一度閉めてください。

○議長(宮崎昌宗君) 一度閉めていいですね。

○6番(宮本理一郎君) はい。

○議長(宮崎昌宗君) これで令和4年第2回上毛町議会定例会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

閉会 午前10時57分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員